

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

規制の名称：伝統的建造物群保存地区の現状変更の規制の緩和

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：文化庁文化資源活用課

評価実施時期：令和8年3月

★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii 規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2—①）

(該当理由)

- 本改正案は、認定鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の設置又は管理に係る行為について、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知することで、許可を受けることを要しないようにするものであり、規制の緩和措置である。また、本改正案により、規制対象者である認定鉄塔等提供事業者に追加で発生する負担は想定されない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 鉄塔等提供事業者（基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者）が、総務大臣の認定を受けて行う認定鉄塔等提供事業の用に供する線路若しくは空中線系の設置又は管理に係る行為で、伝統的建造物群保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについて、あらかじめ、市町村の教育委員会に通知することで、文化財保護法施行令第4条第2項の許可を要しないものとする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 文化財保護法施行令第4条第2項において、伝統的建造物群保存地区内における建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除却等は、あらかじめ、市町村の教育委員会の許可を受けなければならないとしている。
- ・ 他方、市町村の教育委員会の条例や申請書の提出時期によって変動はあるが、1か月から1年以上かかるケースも存在するため、例えば認定電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）の設置又は管理等については、その公益性等に鑑みて、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知することで、当該許可を受けることを要しないものとし、当該事業の円滑な実施を可能としている。これは、鉄塔等提供事業についても同様であるため、その円滑な実施に向けた措置が必要となる。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 認定鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の設置又は管理に係る行為について、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知することで、許可を受けることを要しないものとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 本規制緩和により、認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業を実施する際に、市町村の教育委員会の許可を受けずとも、あらかじめ、市町村の教育委員会に通知することをもって、当該事業に取り組めることになり、認定鉄塔等提供事業者の負担が軽減され、より円滑な実施につながる。
- ・ 具体的には、従来1か月から1年以上かかるケースも存在していた、市町村の教育委員会への申請から事業の実施が許可されるまでの期間を要しなくなる。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 本規制緩和により、認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業を実施する際に、市町村の教育委員会の許可を受けずとも、あらかじめ、市町村の教育委員会に通知することをもって、当該事業に取り組めることになり、許可を受けることに比して書類作成上の負担が大きく変わるものでない。
- ・ なお、書類の作成に当たっては、例えば認定電気通信事業では、一部自治体に直近の例を確認したところ、許可を受けるために必要な書類は平均10ページ程度だったことから、原単位データ等資料に基づく5時間程

度かかることが推計され、通知に必要な書類の作成に当たっても、同様の時間がかかることが推計される。

<行政費用>

- ・ 本規制緩和に基づく条例改正の可否は地方公共団体にゆだねられているが、その改正に伴う行政費用を加味しても、本規制緩和により追加で発生する負担は想定されない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他
(具体の理由：)

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 該当なし

<上記以外の法令案>

- ・ 本規制に係る規定の施行の日から5年を目途に事後評価を実施することとする。